

不正軽油について

事前に県税事務所長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜた不正軽油の製造、販売及び使用等を行うことは脱税行為です。罰則として、10年以下の拘禁刑や3億円以下の罰金などに処せられます。

- ・夜間や早朝に不審なタンクローリーが頻繁に出入りしている。
- ・不審な業者から、燃料の売り込みがある。 など、不正軽油に関する情報は、お近くの県税事務所までご連絡ください。

＜問合せ先＞ 青森県下北県税事務所課税課 ☎0175-22-8581 内線207

『遺言書の作成を考えている方へ』

「自筆証書遺言書保管制度」をご存じでしょうか。皆様が作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができます。

法務局において保管する自筆証書遺言書保管制度の特徴は、次のとおりです。遺言書の作成を考えている方は、是非この制度をご利用ください。

- ① 法務局が遺言書を大切に保管しますので、遺言書の紛失や誰かに改ざんされるといった心配ありません。
- ② 遺言書があれば自身の財産を確実にご家族等に託すことができ、相続をめぐるトラブルも未然に防止することができます。
- ③ 遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定した方へ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもありますので、誰からも遺言書の存在を気づいてもらえなかったという心配ありません。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局へお問い合わせください。

◎法務省ホームページ 「自筆証書遺言書保管制度について」はこちら▶

＜問合せ先＞ 青森地方法務局むつ支局 ☎0175-23-3202

**法の日司法書士無料法律相談会**

10月1日は法の日です。日常生活での困りごとや法律上の悩みについて司法書士が、下記のとおり県内各地にて面談での無料相談に応じますので、お気軽にご相談下さい。

主催 青森県司法書士会 相談員司法書士

相談内容 相続・登記・遺言・成年後見・多重債務・裁判所提出書類作成等

対象 一般住民 **受付** 当日先着順

むつ地区会場（面談相談）

日時 10月3日（土）10時～15時

場所 下北文化会館「集会室」（むつ市金谷1丁目10-1）

※相談は無料ですが具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認下さい。

＜問合せ＞ 青森県司法書士会 青森市長島3-5-16 ☎017-776-8398・FAX017-774-7156

青森地方裁判所からのお知らせ

10月1日から、青森地方裁判所弘前支部及び青森地方裁判所八戸支部の不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、情報取得事件については、青森地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

・既に弘前支部及び八戸支部に申立てをされている事件 10月1日からすべて青森地方裁判所本庁で取り扱います。

・新たに申立てをされる場合 10月1日から青森地方裁判所本庁で受付します。（郵送可）

＜問合せ・送付先＞ 〒030-8522 青森市長島1丁目3-26 青森地方裁判所民事部執行係

～10月1日から7日までは「公証週間」です！～「未来への約束を、公正証書が守ります。」「遺言・任意後見・信託・各種契約」

公証人は、法務大臣から任命された法律の専門家として、中立・公正な立場から公証事務を担い、国民の権利保護と私的紛争の予防の実現を使命としています。

業務内容

- ・公正証書で契約書を作って、大切な財産を守ります。 ・公正証書で遺言書を作って、大切な人に遺産を譲ります。
- ・公正証書で養育費の給付契約書を作って、こどもの将来を守ります。 ・任意後見契約書を作って、老後の安心を確保します。
- ・会社等を設立するための定款を認証します。 ・私署証書に確定日付印を押捺して、文書の内容を証明します。
- ・手数料は法定されていますので、安心してご利用いただけます。
- ・公証事務に関する相談は無料です。いつでもお気軽にご相談ください。

青森県内の公証人役場

青森公証人合同役場 青森市長島一丁目3番17号阿保歯科ビル4階 ☎017-776-8273 公証人：中川 一人

弘前公証役場 弘前市大字駅前二丁目2番地3弘前第一生命ビル7階 ☎0172-34-3084 公証人：小山 浩幸

八戸公証役場 八戸市大字廿三日町28番地八戸ウエストビル201 ☎0178-43-1213 公証人：山家 史朗